

平成 16 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 新日鉱ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 康 行
コ ー ド 番 号 5016
問 合 せ 先 総務グループ (IR・広報担当)
シニアオフィサー 八牧 暢 行
電 話 番 号 03 - 5573 - 5123

処分価額及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 7 月 9 日開催の当社取締役会において決議いたしました、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、処分価額及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 売出しによる自己株式の処分 (引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 価 格	464 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額	74,316,792,000 円
(3) 売 出 株 式 数	160,165,500 株 (国内売出し 77,765,500 株) (海外売出し 82,400,000 株)
(4) 引受価額(処分価額)	445.04 円
(5) 引 受 価 額 の 総 額	71,280,054,120 円
(6) 申 込 期 間	平成 16 年 7 月 27 日~平成 16 年 7 月 29 日
(7) 払 込 期 日	平成 16 年 8 月 3 日
(8) 受 渡 期 日	平成 16 年 8 月 4 日

(注) 引受人は引受価額(処分価額)で買取引受を行い、売出価格で売出しを行います。

2. 株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (下記【ご参考】2.を参照)

(1) 売 出 株 式 数	8,000,000 株
(2) 売 出 価 格	464 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	3,712,000,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 16 年 7 月 27 日~平成 16 年 7 月 29 日
(5) 受 渡 期 日	平成 16 年 8 月 4 日

3. 第三者割当てによる自己株式の処分 (下記【ご参考】2.を参照)

(1) 処 分 価 額	445.04 円
(2) 処 分 価 額 の 総 額	3,560,320,000 円
(3) 申 込 期 日	平成 16 年 8 月 31 日
(4) 払 込 期 日	平成 16 年 8 月 31 日

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933年米国証券法に基づいて登録を行っておりません。
この文書の米国内での配布は禁止されています。

【ご参考】

1. 売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 16 年 7 月 26 日	474 円
(2) ディスカウント率		2.10%

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の株式売出しにおいては、引受人の買取引受による売出しの他に、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しとは別に、日興シティグループ証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式 8,000,000 株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）であります。これに関連して、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、第三者割当てによる自己株式処分の割当てを受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 16 年 8 月 27 日を行使期限として付与しております。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主より賃借する株式の返還を目的として、平成 16 年 7 月 30 日から平成 16 年 8 月 27 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）上限株式数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行うことがあります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、平成 16 年 7 月 27 日から平成 16 年 8 月 3 日までの間、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主より賃借する株式の返還に充当する場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数（平成 16 年 6 月 30 日現在）	168,606,810 株
処分株式数	160,165,500 株（注）
処分後の自己株式数	8,441,310 株（注）

（注）上記「1.売出しによる自己株式の処分（引受人の買取引受による売出し）」の処分株式数のみが処分された場合の株式数であり、「3.第三者割当てによる自己株式の処分」の割当株式数は考慮しておりません。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

国内売出し分の手取概算額 34,409 百万円及び海外売出し分の手取概算額 36,471 百万円の合計額 70,880 百万円については、58,000 百万円を当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資資金に、残額を投融資資金に充当する予定であります。また、残額の内の一部は、借入金の返済に充当することがあります。なお、資金充当までの間は、銀行預金等安全かつ流動性の高い金融商品にて運用する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の自己株式処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。当社の証券については、1933 年米国証券法に基づいて登録を行っておりません。

この文書の米国内での配布は禁止されています。